

社会医療法人千秋会
井野口訪問看護ステーション
指定訪問看護及び介護予防訪問看護事業
運営規程

第1条 (事業の目的)

社会医療法人千秋会が開設する井野口訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する事業所のみ記載する。）
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 井野口訪問看護ステーション

所在地 〒739-0007 広島県東広島市西条土与丸六丁目1番91号

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者	1名	(常勤兼務1名 看護職員と兼務)
看護職員	4名以上	(常勤専従2名以上、常勤兼務1名、非常勤専従1名以上) 兼務者は管理者と兼務
理学療法士	2名以上	(常勤専従1名以上、非常勤専従1名以上)
作業療法士	2名以上	(常勤専従1名以上、非常勤専従1名以上)
言語聴覚士	1名以上	(非常勤専従1名以上)
事務職員	1名以上	(非常勤専従1名以上)

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

(3) 事務職員

事務職員は、必要な事務作業を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日

月曜・火曜・水曜・木曜・金曜・土曜とし、日曜、祝祭日、年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）、盆（8月13日～8月15日）を除く。

2. 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

第6条 (事業の内容)

事業の内容は次のとおりとする。

1. 療養生活上の看護
2. 健康状態の観察と療養生活の助言
3. 医療機器の管理
4. 病状・障害の観察
5. 床ずれの予防・処置
6. リハビリテーション

7. ターミナルケア
8. 認知症患者の看護
9. その他医師の指示による医療処置
10. 介護支援・相談
11. 介護予防

第7条 （通常の実業の実施地域）

通常の実業の実施地域は、東広島市（西条・高屋・八本松、志和、黒瀬、福富）とする。

第8条 （利用料その他の費用の額）

1. 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 第7条に規定した通常の実業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	150円
3. 5km以上4. 5km未満	200円
4. 5km以上5. 5km未満	250円
5. 5km以上6. 5km未満	300円
6. 5km以上7. 5km未満	350円
以下1km増すごとに50円を加算する。 ※消費税は別途徴収する。	

3. 死後の処置料は、10,000円とする。※消費税は別途徴収する。
4. 前二項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得る。

第9条 （緊急時等における対応方法）

看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（身体拘束）

第 10 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 13 条 (その他運営についての留意事項)

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人千秋会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 16 日から改定施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、2020 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、2021 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、2024 年 11 月 1 日から改定施行する。